

大都指第 353 号
令和 8 年 4 月 28 日

公益社団法人
全日本不動産協会 滋賀県本部 様

大津市都市計画部建築指導課
課長 高木 裕司

大津市生活道路拡幅整備推進事業にかかる普及啓発について(お願い)

平素は、本市の建築行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では災害に強い安心・安全なまちづくりへの取組み施策として、平成23年度より「大津市生活道路拡幅整備推進事業」を実施しておりますが、おかげさまで、事業開始から現在までに市内 163 ヶ所の土地所有者様から敷地の一部をご提供いただき、市道の拡幅整備を実施させていただきました。

幅員が 4m に満たない生活道路は、消防・救急活動や災害時の避難、日照・通風など居住環境問題に加えて、近年では高齢化に伴い、福祉車両の通行にも大きな妨げになっていることが顕在化していることから、本市といたしましても市民の命と暮らしを守る施策として取り組みを強化すべく、毎年、啓発活動に力を入れております。

つきましては、一人でも多くの方に当事業を知っていただき、事業協力者の拡大に繋がりたいと考えておりますので、お手数ですが、貴会員の皆様へ周知くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市 都市計画部 建築指導課 生活道路整備推進係

☎ 528-2768 9:00~17:00 (土日祝、年末年始除く)

e-mail otsu1309@city.otsu.lg.jp

※「パンフレットデータ希望」とメールをいただければ、PDF データを送らせていただきます。



狭あい道路の拡幅にご協力を！

大津市では、4m未満の狭い生活道路を拡幅することで、地域の防災機能の強化及び居住環境の改善を図ることを目的に「大津市生活道路拡幅整備推進事業」を実施しています。



対象となる道路

下記のいずれかに該当する「大津市道」

CHECK

- 建築基準法第42条第2項に規定する道路
- 建築基準法上の指定を受けていない通路のうち幅員が4m未満で住宅が立ち並んでいるもの

STEP

- ① 事前相談
- ② 生活道路拡幅協議書提出
- ③ 現地確認・詳細調査
- ④ 道路中心線/境界の立会
- ⑤ 支障物の移設・撤去
- ⑥ 拡幅用地の整備工事

（期間）約1年半～2年

※拡幅用地内の支障物の移設（撤去）は土地所有者の方に行っていただく必要があります
 ※支障物の移設には助成金が出る場合があります
 ※隅切り用地を寄附いただける場合は面積に応じて奨励金を交付します

上記の他、道路管理者が定める施工基準により公衆用道路としての形態に個人で整備（工事）を行い、自主管理していただくことも可能です。その場合には、工事に要した費用の一部を助成します。詳細については、ホームページ又は下記までお問合せください。

お問合せ先

大津市建築指導課 生活道路整備推進係

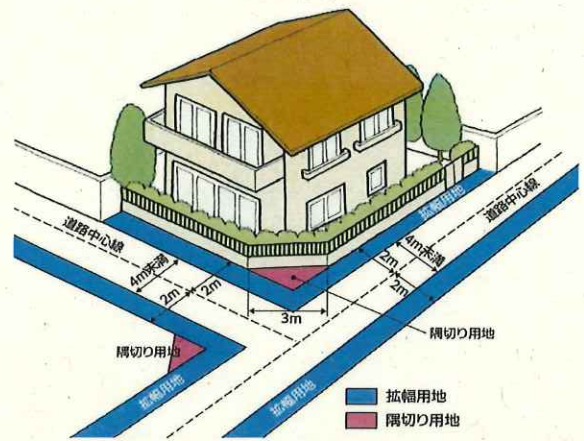
〒520-8575 大津市御陵町3-1 ☎ 077-528-2768（直通）9:00～17:00

E-mail otsu1309@city.otsu.lg.jp



大津市ホームページ

令和8年
4月～



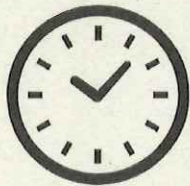
生活道路拡幅協議書 オンライン申請の受付を 開始します

※事業協力をお考えの方は
事前にご相談ください。

- 協議対象となる生活道路とは ①かつ②又は①かつ③
- ① 「大津市道」の認定を受けている道路
かつ
- ② 建築基準法第42条第2項に規定する道路
- ③ 幅員4m未満で複数の居住用の建物の敷地が隣接する道路

オンライン申請の3つの特徴

01



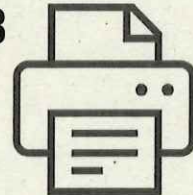
24時間
提出可能

02



来庁不要

03



印刷不要

お問合せ先
大津市建築指導課 生活道路整備推進係
TEL:077-528-2768

提出方法の詳細はHPをご覧ください

※これまでと同様に窓口申請もできます



大津市HP



電子申請申込画面